

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年12月25日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡部 順一	岡部順一後援会	平成27年10月20日
捧 仁滋	ささげ仁滋後援会	平成27年10月28日
星野 伊久雄	星野いくお後援会	平成27年10月28日
秋本 典子	秋本のり子とともに創る会	平成27年10月31日